

「入会金及び会費等に関する細則」 改定 新旧対照表

改定前	改定後	変更箇所
(2003年3月7日改正)	(2005年4月1日改正)	更新
	附則 3 1.この細則は、2005年4月1日から施行する。 2.この細則別表の定めにかかわらず、2001年3月31日現在の会員のうち、理事会が非営利団体正会員と認める正会員で、かつ、非営利団体協議会に参加する正会員の2005年度分の会費年額は、300,000円とする。	追加